

雪は邪魔もの、だから廃棄(すべき)物だ、と北陸の豪雪都市に住んでいるとき実感した。

道路・鉄道など交通施設の除雪の遅れが時事問題となった今年の冬だったが、道路・鉄道の管理者がその管理する土地の維持管理行為として除雪をし、支障のない状態にするのは当たり前のことだ。しかし、問題がないわけではないので、後記する。

一方、一般市民が自分のこととして自宅の敷地の除雪をする、これが大変で、本稿のテーマとした。北陸に降る雪は湿雪で重い。雪を手で移動するのは簡単に見えるが、慣れないと腰を痛めてしまう。一番困るのは除雪した雪の始末だ。春になれば融けてなくなるが、それまでは敷地のどこかに積み上げるしかない。上へ上へと積み上げれば、窓が暗くなり鬱陶しくなる。市役所でも何でもよいから早く持って行ってほしい。つまり、雪は廃棄物として扱い、収集・運搬・廃棄を役所でやってほしい、と考えるようになった。

雪が仮に雨となって降ったら、洪水の心配はあるが、敷地内の雨水は自動的に河川へと流れていってくれる。洪水にならない分、役所は助かっているのだから、雪を捨てる作業ぐらいやってほしいというのが理屈だ。

日本海側の地域の宿命である冬期の降雪、これを被害感だけで受け止めるのではなく、克雪・利雪、すなわち雪を克服してむしろ利用するようにしなくては、というのはこの町なかの雪には当てはまらない。スキー場には雪があつて、町には雪がない、のが理想だ。北陸の町はどこでも道路は広く自宅の敷地も広い。一説には冬期の雪の置き場が必要だから広めに行っているという。これを非積雪の季節にみると都市が広すぎ、町の賑わいと関係がある「密度感」の喪失につながっている。つまり、除雪した雪をすみやかに廃棄するという発想がない。

近年、「自助・共助・公助」(の順番)ということが言われている。自分でできるものは自己責任でやり、できなければ、地域で共に助け合う。公共に依存するのは最小限に、という趣旨だ。一般論としては正しいと思うが、いまままで自助だと言われていたものが実は公助すなわち公共事業の対象であるべきものもあるのではないか。雪を(一般)廃棄物(家庭ゴミ類似)として扱うべきではないか、というのもそうだ。

ここでPPP（汚染者負担原則）について説明しておきたい。自分で出したものは自分（の費用）で始末しなさい、と誤解されている。正しくは産業廃棄物（排水も）のことを言っているのだ。たとえば工場排水では、生産プロセスで排出される汚水はそのプロセスの一環で処理しないと正確な費用が出ないし――これは取引条件の平等化あるいは費用外部化の禁止の趣旨――、処理の仕方も公共下水道側ではわからない。この原則を拡大解釈し、すべて自分のものは自助すなわち自分（の費用）で始末しろとなってしまうている。下水処理ではその費用のうち雨水排水関係は公費負担で構わないが、汚水は自分で汚したから、私費負担で使用料で払ってもらいます、というのだ。ちなみに、家庭の廃棄物を液体（下水）でなく固体（ゴミ）として出したら、一般廃棄物になり、処理費用は通常は公費負担となり、考え方がチグハグだ。

雪の運搬・廃棄も個人でできないことはないが、市民皆が必要だから、役所でまとめて引き受ける。その費用は皆の税金から、という公共事業にして何の不都合があるうか。前記の下水道料金の根拠でいえば、増税が難しいから、隠れた税金の下水道使用料でとってやろう、というだけなのだ。

以上のように公共による市民サービスの是非・負担の考えは混乱している。

しかし廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二には「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならぬ」とあり、「一般廃棄物」を「雪」と読み替えても、同じく「生活環境の保全上支障」があるので「ゴミ行政」と同様に「雪行政」が通用するであろう。

雪害対策が何故抜本的に進まないかの考察

積雪による不都合を水害に対し雪害と位置づけ、以下、水害と比較して考察する。

雪害は一言で言って、マイナーな災害としてしか扱われてこなかったのではないか？

雪害は積雪量に比例し生活上の不便が徐々に増す「慢性」的な性格を持つ。一方の水害は排水施設の能力を越す（氾濫に至る）と一気に壊滅的になる「急性」災害であることと比較してほしい。雪国の人は我慢強いという。雪害には昔は春の雪融けまで待つしかなかった。だから我慢強くなったという説もある。少しぐらい我慢し、待つことで解決するなら、災害とは言えない、というのだろ

う。

また、水害はほぼ全国での恐れがあるが、雪害は冬期北西季節風が海面から上陸する日本海側の地域にほぼ限定される。人口・産業の集積する東海道ベルト地帯は含まれないことから、全国的に見ればマイナー扱いされかねない。

また、水害のように堤防などの施設を整備することで防止するのが困難だ。地道に除雪・運搬・廃棄する維持管理作業にならざるを得ない。それでも公共事業だとは思う。強いて言えば、流（融）雪溝で水流による運搬・廃棄、道路などの消融雪施設があるが、どちらも水源などの問題があり、限定的にしか採用できない。

なお、除雪を請け負う地域業者の存続問題がある。季節限定かつ重機などの初期投資が過重な業務で、かつ弱体化する地域業者への配慮から、この除雪業務を含む「地域維持型業務」（入札契約制度の特例）の必要性が叫ばれている。その場合、季節限定だからといって、残る非積雪期の業務をセットで請け負わせたり、あるいは、それ以上に、他業務受注への優遇策をあらかじめ考えるのはどうかと思う。除雪業者への借りを別で返す、というのは官民癒着の旧弊に戻ることになる。除雪だけでも企業が存続できる積算体系が必要だ。